

群馬産業技術センター清掃業務委託仕様書

1 日常清掃

別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。

2 定期清掃

- (1) 洗浄・ワックス塗布 別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。
- (2) 洗浄クリーニング 別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。

3 トイレ清掃

- (1) 管理棟 2 箇所、交流棟 2 箇所、イノベーション棟 1 箇所、第 2 研究棟 3 箇所。
詳細は、別紙「清掃箇所一覧表」のとおり。
- (2) 床、衛生陶器及び洗面台の清掃をする。
- (3) トイレトペーパー及び洗剤の補充を行う。
- (4) ゴミ箱内のゴミを回収し、センター敷地内ゴミ置き場へ搬入する。

4 ガラス清掃

- (1) 清掃面積 外部：5,632㎡(2,816㎡×2回)
内部：1,488㎡(744㎡×2回)
- (2) 清掃回数 年 2 回(8～9 月頃・1～2 月頃)

5 ゴミ回収

- (1) センター内分別収集用ゴミ箱内(6 か所)のゴミを回収し、敷地内ゴミ置き場へ搬入する。
- (2) 職員室内に設置している可燃及び不燃ゴミ箱内(6 か所)のゴミを一週間に 2 度回収し、センター敷地内ゴミ置き場へ搬入する。

6 敷地内のゴミの収集

センター敷地内のゴミを回収し、敷地内ゴミ置き場へ搬入する。
1 回/月

7 玄関マット等の設置・交換

別紙「玄関マット設置一覧」のとおり。

8 建物周囲の側溝清掃

建物周囲の側溝の定期的な見回りと、必要に応じて清掃を行う。

9 その他

- (1) 上記の他、センター内の衛生の確保又は建物の管理上必要な、軽微な清掃等作業について、実施すること。
- (2) 乙は、遺失物を発見したときは、ただちに甲に届け出なければならない。
- (3) 各種作業終了後、群馬産業技術センターへ報告する。

清掃箇所一覧表

1 日常清掃・定期清掃一覧

区分	名称	床素材	清掃面積	清掃回数							
				日常清掃			定期清掃				
				5回/週	1回/週	1回/月	洗浄・ワックス	洗浄・ワックス	洗浄・ワックス	洗浄・ワックス	洗浄・ワックス
				3回/年	2回/年	3回/年	2回/年	3回/年	2回/年	3回/年	2回/年
交流棟	エントランスホール(外)	花崗岩	369.84		○				○		
	エントランスホール(中)	花崗岩	381.09		○				○		
	多目的ホール	タイルカーペット	349.22		○				○		
	講師控室	タイルカーペット	40.32		○				○		
	産業支援機構執務室	タイルカーペット	394.63						○		
	発明協会執務室	タイルカーペット	164.75						○		
	研修生休憩コーナー	タイルカーペット	79.28		○				○		
	第一研修室	タイルカーペット	235.63		○				○		
	第二研修室	タイルカーペット	116		○				○		
	ホワイエ	花崗岩	195.01			○			○		
	2階廊下	タイルカーペット	149.82		○				○		
	階段	木質	49.65		○		○				
	1階トイレ前室	ビニール床シート	16.77		○		○				
	1階トイレ	ビニール床シート	53.46	○			○				
	2階トイレ	ビニール床シート	32.44	○			○				
	エレベーター	ビニール床シート	2.25		○						
イノベーション棟	1階廊下	ビニール床シート	166.01		○		○				
	階段及び2階廊下	タイルカーペット	156.56		○				○		
	トイレ	長尺塩ビシート	32.35	○			○				
	トイレ前通路	花崗岩	20.58		○				○		
管理棟	第1打合せ室	畳・ビニール床シート	15.5			○	○				
	第2打合せ室	畳・ビニール床シート	18.71			○	○				
	応接室(2室)	タイルカーペット	54			○			○		
	技術相談室(4室)	タイルカーペット	48.87			○			○		
	職員室・応接室・監視室	タイルカーペット	780						○		
	技術資料室	タイルカーペット	157.31						○		
	第1ミーティングルーム	ビニール床シート	42.01			○		○			
	第2ミーティングルーム	ビニール床シート	36.54			○		○			
	会議室	タイルカーペット	127.87			○				○	
	湯沸かし室(1F・2F)	ビニール床シート	10.96		○			○			
	CAE室	タイルカーペット等	124.89							○	
	メカトロ実験室	タイルカーペット	124.89							○	
	コンピュータ実験室	タイルカーペット	118.09							○	
	1階トイレ	ビニール床シート	27.42	○			○				
	2階トイレ	ビニール床シート	23.38	○			○				
	廊下	ビニール床シート	514.18		○		○				
	階段	ビニール床シート	52.46		○		○				
	エレベータ	ビニール床シート	5		○						
	1階更衣室(男・女)	ビニール床シート	67.69		○			○			
第1研究棟	廊下(1, 2階)	長尺塩ビシート	545.29		○			○			
	階段	長尺塩ビシート	49.57		○			○			
第2研究棟	1階トイレ	ビニール床シート	17.64	○			○				
	2階トイレ	ビニール床シート	17.64	○			○				
	廊下	ビニール床シート	478.45		○			○			
	階段	ビニール床シート	49.57		○			○			
	検定室トイレ	ビニール床シート	5.4		○		○				
床清掃	小計		6518.99								

2 衛生器具一覧

区分	名称		数量	清掃回数		
				日常清掃		
				5回／週	1回／週	1回／月
交流棟	1階トイレ	大便器	8	○		
		小便器	5	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	10	○		
	2階トイレ	大便器	5	○		
		小便器	3	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	7	○		
イノベーション棟	1階トイレ	大便器	4	○		
		小便器	2	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	5	○		
管理棟	1階トイレ	大便器	4	○		
		小便器	2	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	5	○		
	1階男子更衣室	洗面器	1	○		
	1階女子更衣室	洗面器	1	○		
	2階トイレ	大便器	4	○		
		小便器	2	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	5	○		
第2研究棟	1階トイレ	大便器	2	○		
		小便器	1	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	3	○		
	2階トイレ	大便器	2	○		
		小便器	1	○		
		身障者便器	1	○		
		洗面器	3	○		
	検定室トイレ	大便器	1		○	
		小便器	1		○	
		洗面器	1		○	

3 ガラス面積一覧

区分	名称	清掃面積 (㎡)	清掃回数	実施時期
			2回／年	
全棟	外部	2,816	○	年2回（8～9月頃・1～2月頃）
	内部	744	○	

4 玄関マット設置一覧

区分	名称	配置枚数	マットサイズ（概寸）	交換回数
各棟出入口	—	6	900mm×1500mm	1回／月
管理棟西側出入口	—	1	1500mm×2400mm	1回／月
イノベーション棟	A-104 質量分析室（内扉前）	1	750mm×900mm	1回／月
	A-105 電子顕微鏡室（内扉前）	1	750mm×900mm	1回／月
	A-108 精密測定室（廊下）	1	750mm×900mm	1回／月
	A-111 電子回路実験室（廊下）	1	750mm×900mm	1回／月
	A-113 材料分析機器室（廊下）	1	750mm×900mm	1回／月
	A-114 微小部表面分析室（廊下）	1	750mm×900mm	1回／月
第1研究棟	B-102 精密加工室（廊下）	1	750mm×900mm	1回／月
第2研究棟	C-204 培養室（内扉前）	1	750mm×900mm	1回／月
	C-205 クリーンルーム（内扉前）	1	750mm×900mm	1回／月
	C-210 無菌室（内扉前）	2	750mm×900mm	1回／月
管理棟	D-210 C A E室（廊下）	1	750mm×900mm	1回／月

群馬産業技術センター環境衛生管理業務委託仕様書

1 業務の概要

空気環境測定、飲料水水質検査、飲料水残留塩素測定、飲料水貯水槽清掃及びねずみ・昆虫防除を行うものである。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル衛生管理法」という）、同施行令、同施行規則（以下「ビル衛生管理法施行規則」という）他、各種法令等に従い実施すること。

2 業務

(1) 空気環境測定検査

ア 測定項目・測定方法

ビル衛生管理法第4条及び同法施行令に基づく室内衛生管理基準他、各種法令等により検査を行う。

イ 測定周期

2か月に1回

ウ 測定場所

職員室等所内28ポイント。

(2) 飲料水水質検査

ア ビル衛生管理法施行規則第4条第3項に定める他、各種法令等により検査を行う。

検査項目	検査回数・時期	採水場所
特定建築物における16項目	※6ヶ月に1回	管理棟1階湯沸室
消毒剤、消毒副生成物検査 (12項目)	1回 (6/1～9/30に実施)	管理棟1階湯沸室

※特定建築物における16項目検査は、法律の定めるところにより、1年に1回に限り、特定建築物における省略不可能項目検査(11項目)に変更可能。

(3) 飲料水残留塩素検査

ア ビル衛生管理法施行規則第4条第1項7号に定める他、各種法令等により検査を行う。

検査項目	検査回数	採水場所
遊離残留塩素測定	7日に1回	管理棟1階湯沸室

イ 測定方法

平成15年9月29日厚生労働省告示第318号に定める他、各種法令等により検査を行う。

(4) 飲料水貯水槽清掃

ア 水道法、同施行規則、水質基準に関する省令及びビル衛生管理法施行規則他、各種法令等に定めるところによる。

イ 飲料水槽の清掃作業は、換気に注意して健康状態の良好な者が行うこと。作業衣及び使用器具は、専用のものとする。

(5) ねずみ・昆虫防除

ビル衛生管理法施行規則第4条の5他、各種法令等により検査を行う。

防除エリア全体に薬剤散布を行うほか、必要な処置を行う。

ア 作業周期

6か月以内に1回

イ 防除エリア(5,577㎡)

〈廊下・階段・トイレ等の共用部は全て実施(イノベーション棟・第1研究棟を除く)〉

○管理棟(2,307.41㎡)

※除外部分：受水槽室、消火ポンプ室、電気室、機械室、共同研究室、
プロジェクト研究室、開放研究室、倉庫

○イノベーションサポート棟(52.93㎡)

※除外部分：各実験室、倉庫、廊下、階段

○第1研究棟(94.29㎡)

※除外部分：各実験室、倉庫、ポンベ室、廊下、階段

○第2研究棟(827.32㎡)

※除外部分：各実験室(食品物性試験室、食品新技術実験室、食品試作室は実施)、
電気室、発電機室、溶接検定室、プラスチック検定室、倉庫

○交流棟(2,295.03㎡)

※除外部分：機械室、倉庫、調整室

3 その他

(1) 各種作業結果等を記録し、作業終了後、群馬産業技術センターへ報告する。

(2) 必要に応じ、維持管理・改善方法等を提案する。

(3) 建築物環境衛生管理技術者を選任すること。